

地域協議会について

1. 地域協議会の設置について

地域協議会は、地方自治法において地域自治区への設置と権限について定められています。

【地方自治法抜粋】

(地域協議会の設置及び構成員)

第二百二条の五

地域自治区に、地域協議会を置く。

- 2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。
- 3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。
- 5 第二百三条第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

2. 地域協議会委員について

(1) 地位

地域協議会は、地方公務員法第3条第3項第3号に定める特別職に属する地方公務員になります。(臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職)

(2) 政治的行為の制限について

地域協議会委員は、特別職に属する地方公務員になりますが、地方公務員法は一般職に属する地方公務員に適用されることから、地方公務員法第36条に規定する「政治的行為の制限」は適用されません。

しかし、公職選挙法第136条の2に規定する「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」は適用されることから、万が一地域協議会委員の地位を利用して選挙活動を行った場合、2年以下の禁固又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

【地方公務員法抜粋】

(政治的行為の制限)

第三十六条

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となってはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

- 2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。
- 一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
 - 二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
 - 三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。
 - 四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあっては、事務所。以下この号において同じ。）施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
 - 五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為
- 3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそのかし、若しくはあおってはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。
- 4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。
- 5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

【公職選挙法抜粋】

（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）

第三百三十六条の二

次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

- 一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員
 - 二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員（以下「公庫の役職員」という。）
- 2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補

者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

- 一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 三 その地位を利用して、第百九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申しで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

3. 地域協議会の役割とは

市長の附属機関として、市長が施策を決定する際に意見を聴いたり、地域協議会自らが市長に意見を述べたりすることにより、地域の声を行政に反映させ、地域の特性を活かした分権分散型の地域づくり（住民自治）を行うため、区民の意見を代表するものです。

なお、地域協議会への提出案件については、下記の区分により市から提案しています。

(1) 諮問事項

地方自治法の規定に基づき、市が予め地域協議会の意見を聞くために諮問するものであり、地域協議会で協議のうえ市に対し答申します。

なお、諮問する案件については、地方自治法及び相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議書において下記のとおり定められています。

新市建設計画に関する事項

新市建設計画（合併特例法に基づき合併協議会が策定した法定計画であり、新市の基本方針や公共施設の整備などについて定めたもの）の策定や変更に関すること。

市の基本構想及び基本計画に関する事項

総合計画や復興計画などの市の基幹計画の策定や変更に関すること。

公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項

公の施設（市民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するために設ける施設）の建設や取壊し、指定管理制度導入などの管理運営に関すること。

なお、諮問は下記の区分により行います。

ア 専ら地域自治区内の住民が使用する施設・・・設置区のみ諮問

例：生涯学習センター、区役所庁舎、学校等

イ 専ら全市民が利用する施設・・・・・・・・各区へ諮問

例：総合病院、斎場、クリーンセンター等

自治振興基金の使途に関する事項

原町区自治振興基金（合併時に各自治区に設けられた基金の原町区分）の使途に関すること。

答申の例

ア ○○については妥当と判断します。

イ ○○については妥当と判断しますが、○○について取り組むこと。

（２）協議事項

地域協議会が自ら協議し、下記事項等の地域自治区内のことについて市に対し提言を行うものです。

委員提言や意見書の提出のため協議する事項

課題等について地域協議会自ら協議する事項

委員提言等の流れ

委員提言 地域協議会での協議 地域協議会として意見書提出
予め事務局へ提言書を提出すれば、事務局で現状等の調査を行います。

市の対応

意見書受領 担当課へ照会 地域協議会に回答
実施できないものについては、理由を明確にするとともに、状況に応じて進捗状況を報告します。

（３）報告事項

地域協議会自らが提言等の協議を行えるよう、諮問事項には該当しない主な事業について、市から情報共有のために報告するものです。

パブリックコメントに諮る事項

他区地域協議会に諮問する事項

市民に直接関わる基本計画及び事業計画の策定及び改定

一般会計予算概要 外

４．地域協議会の権限とは

地方自治法及び「相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議書」、「相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例」により定められています。

【地方自治法抜粋】

(地域協議会の権限)

第二百二条の七

地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

- 一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - 三 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

【相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議書抜粋】

13 地域協議会の権限について

(1) 地域協議会は、当該地域自治区に関し市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(2) 地方自治法第202条の7第2項に規定する市の施策に関し、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない重要事項は、次に掲げる事項とする。

- ア 新市建設計画に関する事項
- イ 市の基本構想及び基本計画に関する事項
- ウ 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
- エ 自治振興基金の使途に関する事項

(3) 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

地域協議会のイメージ

